

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件  
 控訴人 村越 啓雄 外47名  
 被控訴人 千葉県知事 外2名

## 準備書面(10)

平成25年3月29日

東京高等裁判所第22民事部 御中

被控訴人千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴 義



被控訴人千葉県知事外2名指定代理人

川島雄子



藤崎啓司



被控訴人千葉県知事指定代理人

渡邊 浩太郎



田村英記



森川陽一



五十嵐 隆夫



松宮正紀



古谷野克己



中町源徳



被控訴人千葉県水道局長指定代理人

|       |   |
|-------|---|
| 縣 雅   | 明 |
| 密 本 恒 | 之 |
| 大野木 英 | 司 |
| 松 野 繁 | 樹 |

被控訴人千葉県企業庁長指定代理人

|         |  |
|---------|--|
| 座 間 勝   |  |
| 大 塚 直 人 |  |
| 地 舛 俊 雄 |  |
| 上 原 翳 男 |  |

本件のご参考に供するため、被控訴人らは、本準備書面において、原判決中の口頭弁論終結日後に変更があった事項及び誤記と思われる事項等について指摘することとする。

なお、本件は、被控訴人ら準備書面（9）で主張したように、また、東京都知事らを被控訴人とする本件と同種事件の判決（貴庁第5民事部平成21年（行コ）第213号事件、平成25年3月29日言渡。乙484）についておって準備書面（11）をもってコメントするように、実体判断に踏み込むまでもなく失当のものとして棄却されるべき事案であって、本準備書面は、あくまでご参考に供するためであり、実体判断を求める趣旨のものでないことを予めお断りしておきたい。

## 1 原審の口頭弁論終結日後に変更があった事項

### （1）「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」について

ア [1頁11行目、2頁7行目、4頁12行目、13頁2～4行目]  
法人の名称等について

平成24年6月28日に内閣総理大臣の公益認定を受け（乙482の1）、同年7月2日に公益法人の設立登記を行って公益財団法人に移行しており、現在は「公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」である（乙482号証の2）。

イ [13頁3～8行目]「その事業は、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金寄附行為」により、～等とされている（乙59の1、乙59の2）。」について

公益財団法人移行後は、「その事業は、「公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金定款」（以下「基金定款」という。乙482の3）により、ダム関係地方公共団体が講ずる水源地域にかかる諸施策に対する援助事業、水源地域及び水需要地域の交流事業等とされている。」である。

なお、公益財団法人への移行に伴い、財団法人名義で既に締結した協定書（乙62）は、基金定款4条2項に基づく業務方法書附則3項の規定により、公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金と読み替えることとされている（乙482の4）。

(2) [6頁4行目]「同法（特定多目的ダム法）施行令14条の2」について

農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）附則19条の規定により、特定多目的ダム法施行令の該当条項が改正され、14条の2は14条に繰り上げられているため、「14条の2」は、「14条（平成21年政令第285号による改正前は14条の2）」が適切と思われる。

(3) [9頁15・17行目]「県内56市町村のうち36市町村」及び「千葉県水道局の給水区域は、11市2町村に及んでいる。」について

平成22年3月23日に印西市、印旛村及び本塙村が印西市として合併したため、前者の現在は「県内54市町村のうち35市町村」であり、後者の現在は「千葉県水道局の給水区域は、11市に及んでいる。」となる（被控訴人ら準備書面（1）6・7頁、乙412参照）。

なお、後者原文の「2町村」は、「2村」の誤記と思われるが（乙292の23頁参照）、上述のとおり、現在の給水区域内に町村部は存在しなくなった。

(4) [9頁19行目]「平成20年1月において、契約企業は282社である（乙293）。」について

「平成25年3月において、契約企業は276社である（乙483）。」となる。

なお、企業数の減少は、東葛・葛南地区工業用水道及び房総臨海地区工業用水道におけるものであり、八ッ場ダムを水源の一つとする千

葉地区工業用水道における企業数は1社増加している。

(5) [54頁下から6・7行目]「同じく建設中の湯西川ダム」について  
湯西川ダムは、原審口頭弁論終結時及び利水に係る被控訴人ら準備書面（1）及び同（2）の提出時点では、八ッ場ダムと同様に建設中のダムであったが、その後、平成24年11月28日に完成している。

(6) 八ッ場ダムを巡るその後の経過について

八ッ場ダムを巡る情勢の変化については、被控訴人らの上申書1及び2において述べたとおりであるが、その後の経過について、参考までに別途上申書3を提出する。

## 2 誤記と思われる事項等

(1) [3頁4行目]「平成19年3月22日」について

他の被請求者については各人が最後に行った支出に係る支出命令日が記載されているが、当該箇所のみ、基金負担金に係る毎年度の精算に伴い千葉県水道局が本件基金へ還付請求を行った日が記載されており、「平成19年2月16日」が適当であると思われる（平成21年3月31日付け求釈明に対する回答書5・7頁参照）。

なお、原判決書の日付は、原審における請求の趣旨の変更申立書の記載と同一であるが、当該日付に係る記載は、控訴状でも訂正されていない。

(2) [3頁12行目]「(平成15年4月1日から～)」について

住民監査請求を行った日の1年前の相応日である「(平成15年9月10日～)」とすべきだったと思われる。

なお、当該日付は、原審における請求の趣旨の変更申立書の記載と同一であるが、当該日付に係る記載は、控訴状でも訂正されていない。

(3) [8頁1行目]「企業局長」について

誤記であり、正確には「企業庁長」である。

(4) [8 頁下から 3 行目～9 頁 8 行目] 「ウ」について

ア 「千葉県知事は、～基本計画においてダム使用権設定予定者と定められた（乙 1 1）。」（8 頁下から 1 ～ 3 行目）について

基本計画において「5 ダム使用権の設定予定者」として定められているのは、「千葉県（水道、工業用水道）」である（乙 1 1 の 1 1 頁）。

イ 「その後」（8 頁下から 1 行目）以降の記述について

(ア) 昭和 61 年 7 月 10 日の八ッ場ダム建設に関する基本計画（乙 1 1）に係る千葉県知事の回答（乙 1 4 の 1 ないし乙 1 6 の 3）は、同計画の作成前に行っているものであるため、同回答に関しては、正確には「その後」ではなく「その際」であり、また、当該箇所には当初基本計画に係る記述と第 1 回変更以後に係る記述が混在していると思われる。

(イ) 特ダム法 4 条 5 項は、大臣からの照会に係る規定ではないので、

8 頁下から 1 行目の「及び 5 項」は不要であった。

(ウ) 特ダム法 4 条 4 項が意見を述べる際の要件として議会の議決を経ることとしているのは関係都県知事についてであり、ダム使用権設定予定者の場合は議会の議決は要件となっていない。

(エ) 上記 (ア) ～ (ウ) により、当該箇所を再整理すると、以下のようになると思われる（被控訴人ら準備書面（1）18・50 頁参照）。

「その際、建設大臣（現国土交通大臣）の特ダム法 4 条 4 項の規定による照会に基づき、関係都県である千葉県の代表者としての千葉県知事は、昭和 61 年 7 月 10 日の八ッ場ダム建設に関する基本計画の作成について、県議会の議決を経て異議のない旨回答

し、水道及び工業用水道に係るダム使用権の設定予定者である千葉県の代表者としての知事も異議のない旨回答した（乙14の1ないし乙16の3）。その後、平成13年9月27日の第1回変更、平成16年9月28日の第2回変更、平成20年9月12日の第3回変更についても、関係都県及びダム使用権設定予定者である千葉県の代表者としての千葉県知事は、異議のない旨又は要望を付して異議のない旨回答した（乙17の1ないし乙22の3、乙316の1ないし乙318の3）。」

(エ) なお、上記(ウ)に関し、原審における被控訴人ら準備書面(1)9頁、同(3)9頁、同(17)15頁において、ダム使用権の設定予定者の場合も議決を経て回答していると誤解されるような記述があるが、一方、原審における被控訴人ら準備書面(17)7・8頁、同(18)7頁、同(19)3頁、同(20)9頁、被控訴人ら準備書面(1)においては、関係都県知事とダム使用権の設定予定者の場合について議決の要否等を区別して記述している。後者が適切である。

(5) [9頁12行目]「(乙29)」について

最新の基本計画は乙393号証である。

ただし、第2回変更(乙29)で定められた水利権(水道用水及び工業用水の取水量)は、第3回変更(乙393)時に変更されてはいないため、最新の基本計画(乙393)が定めている取水量は、乙29号証中の取水量と同量である。

(6) [10頁下から5行目]「印旛郡市広域市町村圏事務組合」について  
誤記であり、正確には「印旛郡市広域市町村圏事務組合」である。

(7) [11頁、13頁等]水特法負担金及び基金負担金に係る協定書の表記について

#### ア 水特法負担金に係る協定書について

11頁下から5～7行目では「「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」（乙54。以下「水特協定書」という。）」と表記されているが、22頁下から7行目では「東京都とほか4県との間の協定」、31頁8行目では「水特協定」、84頁15・16行目では「本件水特法経費負担協定」とされ、判決書中の表記（略称）が統一されていない。

#### イ 基金負担金に係る協定書について

13頁11～13行目「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」（乙62）のことを、同頁17行目で「基金協定書」という略称で表記されているが、23頁10行目では「協定」、31頁下から10行目では「基金協定書」、84頁17行目では「本件基金経費負担協定」とされ、判決書中の表記（略称）が統一されていない。

(8) [12頁3～8行目] 「(以下「受益者覚書」という。)を締結し、～の利水者負担率について定めている。」について

受益者覚書については乙56号証を提出しているため、「～の利水者負担率について定めている（乙56）。」が適切だったと思われる。

(9) [13頁下から8行目、31頁下から8・9行目] 「利根川荒川基金」について

13頁1行目で「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「本件基金」という。）」としているため、「本件基金」が適切だったと思われる。

(10) [14頁15行目] 「水道事業特別会計及び工業用水道事業特別会計

の支出の差止め」について

正確には「水道事業特別会計及び工業用水道事業特別会計への繰出金の支出の差止め」である。

(11) [14頁下から5行目]「損害賠償請求権行使」について

「損害賠償請求権行使」の誤記と思われる。

(12) [19頁11行目]「水道事業特別会計及び工業用水道会計」について

「工業用水道会計」は、正確には「工業用水道事業会計」又は「工業用水道事業特別会計」であり、「水道事業特別会計」は（被告知事の主張）欄と平仄を合わせるのであれば「水道事業会計」である。

(13) [22頁下から1行目]「利水権」について

正確には「水利権」である。

(14) [24頁8・9行目]「利根川荒川水系フルプラン」について

10頁15行目で「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」の略称を「フルプラン」としているため、「フルプラン」とするのが適当であった。

(15) [24頁11行目]「水需給改革」について

「水需給計画」の誤記と思われる。

(16) [24頁下から9行目]「もと東京都公害局等で勤務した東京都の職員である嶋津氏」について

「もと」は「元」であると思われる。

また、「元」を付したのは嶋津氏が元東京都職員であることを表記するためであるとすると、「元東京都の職員」とする方が適切であり、「東京都公害局」が組織改正により現在は存在しない組織名であることも明示する場合は、「旧東京都公害局等で勤務した元東京都の職員である嶋津氏」とした方が適切だった。

- (17) [30頁1行目]「条理上法の義務」について  
「条理法上の義務」の誤記と思われる。
- (18) [30頁2行目、83頁4行目]「環境評価」について  
正確には「環境影響評価」である。
- (19) [30頁10行目]「納入通知書」について  
正確には「納入告知書」である。
- (20) [34頁10・11頁]「(河川法16条2項、平成9年法律第69号  
改正前河川法16条2項)」について  
34頁下から3行目に、平成9年法律第69号改正前河川法の略称  
であると思われる「(改正前河川法)」という表記があるため、「(河川  
法16条2項、平成9年法律第69号改正前河川法(以下「改正前河  
川法」という。)16条2項)」とした方が適当だったと思われる。
- (21) [36頁5行目]「B級地盤」について  
正確には「B級岩盤」である。
- (22) [36頁15行目]「基礎基盤」について  
正確には「基礎地盤」である。
- (23) [38頁下から10行目、39頁13行目、40頁10行目・下か  
ら5行目]「ダム使用権設定予定者」について  
念のための指摘であるが、特ダム法においては、「ダム使用権の設  
定予定者」と規定されている(特ダム法4条2項5号)。  
なお、被控訴入らの原審における準備書面においても、この2つの  
表記を併用していた。
- (24) [45頁4行目]「地財法4上1項」について  
「地財法4条1項」の誤記と思われる。
- (25) -1 [46頁1行目～24行目]における記述について  
ア 千葉県水道局の水道事業について記述されており、千葉県企業庁

の工業用水道事業の記述がないため、工業用水道事業に係る記述を加えておくべきだったと思われるが、工業用水道事業に関しては、以下の点を指摘することができる。

46頁1行目～11行目に引用されている水道事業について定める水道法と同様に、工業用水道事業について定める法律は工業用水道事業法であり（被控訴人ら準備書面（1）43頁参照）、水道法1条（目的）には工業用水道事業法1条が、水道法15条（給水義務）に対しては工業用水道事業法16条が相当すると解される（水道法2条が定めるいわゆる社会的責務に係る規定は、工業用水道事業法には存在しない。）。

また、46頁19行目の「長期的な給水区域の水道需要」は、「給水区域の長期的な水需要」が適切だったと思われる。

イ 以上の点を踏まえると、以下のようになると思われる。

「千葉県は、清浄にして豊富低廉な水の供給をはかり、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを究極的な目的とする水道法（同法1条）に基づく水道事業を営むものであるところ、水道は、国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水は貴重な資源であることから（同法2条1項参照）、千葉県水道局は、地方公共団体として、当該地域の自然的・社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定、実施すると共に、水道事業の適正かつ能率的な運営に努める責務を負い（同法2条の2第1項）、給水区域内の需要者からの給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならず、給水契約の成立した水道利用者に対し、常時水を供給しなければならない（同法15条1項、2項）のである。

また、千葉県は、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的とする工業用水道事業法（同法1条）に基づく工業用水道事業を営むものであるところ、千葉県企業庁は、正当な理由がなければ、何人に対しても、その給水区域内における工業用水の供給を拒んではならない（同法16条1項）のである。

千葉県、千葉県水道局及び千葉県企業庁は、このような水道事業及び工業用水道事業を安定的かつ適正に運営させ、渴水によって県民の生活及び企業の操業が極力影響を受けないように努力する責務を負っているといえる。ダム使用権の設定の申請だけでなく、ダム使用権の設定の申請の取下げを検討するについても、このような責務を負っていることを踏まえて行われるべきところ、一般に、ダム建設は、計画から完成に至るまで長期にわたり多額の費用を要するものであるから、ダム使用権の設定の申請に当たっては、将来の経済、社会の発展にも対応することができるよう、給水区域内の長期的な水需要及び供給能力を合理的に予測した上、水道事業及び工業用水道事業の適正かつ能率的な運営の観点から、その要否を慎重に検討、判断した上ですべきであり、そのような検討、判断がされた上でダム使用権の設定の申請がされた以上は、その後に生じた短期的な事情のみからその判断を変更することは原則として想定されていないというべきである。」

(25) - 2 [46頁下から1行目～47頁1行目] 「千葉県水道局長、千葉県企業庁長は、水道事業管理者として」は、正確には「千葉県水道局長、千葉県企業庁長は、水道事業管理者及び工業用水道事業管理者として」である。

(26) [47頁3・4行目] 「決算の調整」について

「決算の調製」の誤記と思われる。

- (27) [47頁12・13行目]「長期的な給水区域内の水道需要及び供給能力を合理的に予測した上、水道事業の適正かつ能率的な運営の観点から」について

「給水区域内の長期的な水需要及び供給能力を合理的に予測した上、水道事業及び工業用水道事業の適正かつ能率的な運営の観点から」とするのが適切だったと思われる。

- (28) [47頁下から5・6行目]「千葉県水道局、千葉県企業庁長は」について

「千葉県水道局長、千葉県企業庁長は」の誤記と思われる。

- (29) [49頁下から7行目]「証拠（乙292、乙343）」について  
水道局平成13年予測は乙266号証であるため、「証拠（乙266、乙343）」が正確と思われる。

- (30) [49頁下から4・6行目]「1日平均生活用水量」について  
254.3㍑/日等の数値は1日平均生活用水量に係るものではなく、「1人1日平均生活用水量」の数値である。

表題は「1日平均生活用水量」とあるが、本文の内容はほとんど1人1日平均生活用水量に係る記述であり、表題と内容が必ずしも一致していない（関係語句の定義等については、被控訴人ら準備書面（1）65頁ウ参照。なお、同準備書面において被控訴人らは、「1日平均生活用水量」のことは「生活用1日平均使用水量」と表記し（65頁4～6行目）、「1人1日平均生活用水量」のことは「生活用原単位（生活用1人1日平均使用水量）」と表記している（65頁12・13行目、66頁下から6・7行目）。

- (31) [50頁5行目]「（生活用原単位）」について

上記（30）のとおり、「1日平均生活用水量」を「1人1日平均生

活用水量」と訂正した場合、後者は生活用原単位と同義であるため、「(生活用原単位=1人1日平均生活用水量)」とするのが明確になると思われる。

(32) [50頁下から11行目]「1日平均生活水量」について  
「1日平均生活用水量」の誤記と思われる。

(33) [50頁下から8・9行目、51頁4行目]「有水量」について  
正確には「有収水量」である。

(34) [51頁15行目]「水道施設設計方針」について  
「水道施設設計指針」の誤記と思われる。

(35) [52頁5~7行目]「原告らは平成11年から平成16年の5年間の平均は約85%であるから、負荷率は少なくとも85%とすべきと主張する」について

当該控訴人らの主張についての記述は、原審における控訴人ら準備書面(5)57頁からの引用であると思われるが、同準備書面では、平成15年1月作成の「千葉県の長期水需給」(乙342の1~4)における平成27年予測値に関する控訴人らの主張が述べられており、これは千葉県における水道事業全体の予測値に関するもので、千葉県水道局の水需要予測値に関するものではないため、水道局平成13年予測(乙266)に関する控訴人らの主張として引用するのは正確ではない。

なお、本項(水道局平成13年予測(乙266)における負荷率の設定)に関し控訴人ら及び被控訴人らの主張(反論)が述べられている準備書面等は、以下のとおりである。

#### ア 控訴人らの主張

原審における控訴人ら最終準備書面(2)13~16頁及び控訴理由書40~42頁に述べられている。

## イ 被控訴人らの主張

原審における被控訴人ら準備書面（23）14～16頁、同（27）11頁及び被控訴人ら準備書面（1）72～74頁で述べており、また、高橋陳述書（乙339の6・7頁）、嶋津意見書に対する意見書（乙354の23・24頁）に述べられている。

(36) [56頁下から10行目]「入水企業」について

「受水企業」の誤記と思われる。

(37) [56頁下から5行目]「暫定豊水利水権」について

「暫定豊水水利権」の誤記と思われる。

(38) [56頁下から1行目]「暫定水利権」について

被控訴人らが提出した書証（平野陳述書）の中に「暫定水利権」と表記している箇所もあるが（乙340の9頁4行目）、正確には「暫定豊水水利権」である。

(39) [57頁12・13行目]「『長期水需給の見通しについてについて』」

について

「長期水需給の見通しについて」の誤記と思われる。

(40) [57頁下から2行目]「千葉地区工業用水事業」について

「千葉地区工業用水道事業」の誤記と思われる。

なお、57頁下から5行目から58頁3行目までの「しかし、……

千葉地区工業用水道事業の契約水量のみを基準として、本件事業への参画の必要があるかどうかを判断するのは相当ではないというべきである。よって、被告の上記主張は採用できない。」と判示されていることについては、被控訴人ら準備書面（1）第1の2（2）ウ（51・52頁）及び第2の2（3）（91・92頁）に述べたとおり、誤りである。

(41) [59頁5行目・下から6行目]「工業用水使用料」・「工業用水道使

用料」について

「工業用水使用量」の誤記と思われる。

(42) [59頁14行目] 「水道」について

「工業用水」の誤記と思われる。

(43) [60頁6・7行目] 「水道事業」について

「工業用水道事業」の誤記と思われる。

(44) [60頁14行目] 「(工) 湍水について」について

「(ウ) 湍水について」の誤記と思われる。

(45) [60頁下から7行目、85頁6行目] 「企業局」について

正確には「企業庁」である。

(46) [61頁9行目] 「建設負担金」について

正確には「建設費負担金」である。

(47) [61頁14行目] 「河川法60条1項、64条1項」について

千葉県を含む各都県が八ッ場ダムに係る受益者負担金を負担する根拠となる条文である63条1項を加えて、「河川法60条1項、63条1項、64条1項」とするのが適切であったと思われる。

なお、河川法60条1項は群馬県負担金の根拠条文である。

(48) [62頁7行目] 「とと解される。」について

「と解される。」の誤記と思われる。

(49) [63頁13行目] 「証拠(乙1、乙39)」について

乙39号証は、千葉県の水道事業に係る「西部圏域広域的水道整備計画」であり、治水に係る書証ではないため、乙39は掲記しない方が適切であった。

(50) [63頁14行目] 「奥利根川流域」について

正確には「奥利根流域」である。

(51) [63頁15行目] 「吾妻川流域は全流域面積の約4分の1を占め」

について

約4分の1とは、利根川流域全体ではなく、上流域に占める割合であるため、「吾妻川流域は利根川上流域面積の約4分の1を占め」とするのが正確である。

- (52) [63頁下から9行目]「洪水調節流量」について  
正確には「洪水調節容量」である。

- (53) [63頁下から4・5行目]「利根川水系利根川水系河川整備基本方針」について

「利根川水系」が重なっており、「利根川水系河川整備基本方針」の誤記と思われる。

- (54) [64頁13行目]「洪水流用群」について  
正確には「洪水流量群」である。

- (55) [65頁11行目]「(以下「本件高水ピーケ流量」という。)」について

同箇所以後では「本件基本高水ピーケ流量」という略称を使用しているため(65頁下から9行目、66頁6行目等)、「(以下「本件基本高水ピーケ流量」という。)」とするのが適切だったと思われる。

- (56) [66頁下から8行目]「利根川推計工事実施基本計画」について  
「利根川水系工事実施基本計画」の誤記と思われる。

- (57) [71頁4行目]「岩の硬柔」について  
「岩の硬軟」の誤記と思われる。

- (58) [72頁7行目]「孔1mに水を1cm<sup>3</sup>当たり」について  
「孔1mに水を1cm<sup>2</sup>当たり」の誤記と思われる。

- (59) [73頁15行目]「現在のグラウチング技術指針(乙275の3⑪)」について

乙275の3⑪は多目的ダムの建設に関する書証であり、正確には

「(乙275の3⑬)」である。

(60) [77頁7行目]「2箇所に分類」について

「2箇所に分割」の誤記と思われる。

(61) [79頁5行目]「採削土」について

「掘削土」の誤記と思われる。

(62) [79頁8・9行目]「盛土を施行」について

「盛土を施工」の誤記と思われる。

(63) [80頁7行目]「応柔岩屑流堆積層」について

「応桑岩屑流堆積層」の誤記と思われる。

(64) [81頁6行目]「動態調査」について

正確には「動態観測」である。

(65) [84頁下から2・3行目]水特法負担金及び基金負担金の支出が違

法であるとはいえないとする理由の一つとして、「また、前記(2)イ記載のとおり、千葉県が八ッ場ダムによる治水上の利益を受けることがないとはいえない。」として治水上の利益の有無についても言及していることについて

水特法負担金及び基金負担金は、千葉県を含め利水者において負担しており、治水上の利益を受ける者（受益者負担金の負担者）は水特法負担金及び基金負担金を負担していないため（千葉県では、水特法負担金及び基金負担金を支出しているのは千葉県水道局長及び千葉県企業庁長であり、千葉県知事は支出していない。）、治水上の利益についての言及は不要といえる。

上記に関し、水特法負担金及び基金負担金を負担しているのは利水者であることは、原審における被控訴人ら準備書面(3)第1の2(2)イ・(3)(10~14頁)で述べたとおりであり、両負担金の支出の違法性の判断において治水上の利益は関係ないことは、被控訴人ら準

備書面（9）第1の3（18頁）で述べたとおりである。

(66)[98頁平成19年度支出命令日欄2段目]「平成20年1月28日」  
について

「平成19年12月28日」の誤記と思われる（平成21年3月3  
1日付け求釈明に対する回答書8頁参照）。

以 上